

00127

28.10.12.27
8549

鳥取縣公報

縣令

昭和十六年九月十六日
第一千二百六十八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

◇鳥取縣令第四十七號

產業組合施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

「第一章許可及認可」ヲ「第一章許可認可及承認」ト改ム

第四條ノ次ニ左ノ八條ヲ加フ

第四條ノ二規則第十一條ノ三第一項但書ノ承認申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 事 由 書

二 最近ノ殘高試算表

第四條ノ三 信用組合ハ毎年六月及十二月各十五日現在ニ於ケル規則第十一條ノ三ノ規定ニ依ル貯金ノ拂戻ノ準備ノ管理運用狀況ヲ別記第二號様式ニ依リ六月及十二月ノ各末日迄ニ知事ニ報告スベシ

第四條ノ四 規則第十一條ノ三ノ規定ニ依リ管理運用スル貯金ハ拂戻準備貯金ノ名稱ヲ附シ期限ノ定ヲ爲サザル特別ノ貯金トナスベシ

第四條ノ五 規則第十一條ノ三ノ規定ニ依リ管理運用スル貯金又ハ國債證券ヲ債務ノ擔保ト爲サントストキハ左ノ書類ヲ添附シ知

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年九月十六日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 一
火金 時ハ翌日 第千二百六十八號

事ノ承認ヲ受クベシ

一事 由 書

二 擔保ニ供セントスル貯金額又ハ國債證券ノ金額

第四條ノ六 聯合會ガ規則第十一條ノ三ノ規定ニ依リ組合ヨリ預ケ入ヲ受ケタル貯金ハ其ノ二分ノ一以上ヲ產業組合中央金庫ヘノ貯金ト爲シ爾餘ヲ國債證券トシテ管理運用スベシ但シ知事ノ承認ヲ經タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條ノ七 規則第十一條ノ四第一項但書ノ承認申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一事 由 書

二 規則第十一條ノ四第一項ニ規定セル以外ノ方法ニ依リ管理運用セントスル方法並其ノ金額

第四條ノ八 規則第十一條ノ四第二項ノ承認申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一事 由 書

二 事業上ノ餘裕金ノ管理運用計畫書 (別記第三號様式)

第四條ノ九 規則第十一條ノ五第三項ノ承認申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一事 由 書

二 規則第十一條ノ五第一項ニ規定セル方法ニ依ル管理運用狀況調

三 最近ノ殘高試算表

第十五條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十五條ノ二 組合又ハ聯合會ガ其ノ定款ニ定メタル期間内ニ通常總會ヲ開催シ得ザルトキハ其ノ事由開催豫定月日並ニ監事ノ意見書ヲ附シ知事ニ届出ズベシ

別記様式トアルヲ様式第一號ニ改メ次ニ様式第二號様式第三號ヲ加フ

様式 第二號

貯金ノ拂戻ノ準備ノ管理運用狀況報告 (十二月十五日現在)

一 貯金總額 圓

二 拂戻準備貯金管理狀況

(イ) 信用組合聯合會ヘノ拂戻準備貯金 圓

(ロ) 郵便貯金 圓

(ハ) 國債 圓

計 圓

様式 第三號

事業上ノ餘裕金ノ管理運用計畫書

種類	現況	計畫	備考
一 現金	圓	圓	
二 郵便貯金			
三 國債證券			

00128

七 其 ノ 他	六 國 債 證 券 以 外 ノ 有 價 證 券	五		四							
		計	金 錢 信 託	銀行預金		計	中央金庫		會ノ貯金		
				當 座 的	定 期 的		當 座 的	定 期 的	當 座 的	定 期 的	

告 示

00129

鳥取縣告示第七百四十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル硝酸カリ及亜硫酸曹達類ノ最高販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

種 別	品 位	販賣業者最高販賣價格	備 考
硝酸カリ (粉末品)	節 目 一 二〇以上	五三	純度九八%以上
同	同 一 二〇未満	五一	同
同 (結晶品)		五二	同
亞硫酸曹達		三二	
無水亞硫酸曹達	同	五二	
重亞硫酸曹達液	三〇%以上	二七	
無水重亞硫酸曹達	九五%以上	四二	

鳥取縣告示第七百四十九號

農林水産業調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ
昭和十六年九月十六日

新任者

解任者

職務執行ノ區域

鳥取縣知事

入

田

三

郎

任免年月日

新任者	森本利光	坂口武弘	米里村	昭和十六年八月十六日
	田中英治	梶川初	國英村	同 八月十五日
	遠藤賢治	佐藤正一	同	同 同
	東田憲二	小井手貞治	同	同 同
	梶川武男	矢部勝一郎	智頭町	同 八月二十八日
	福永 薫	佐々木豊藏	同	同 同
	坂本幸太郎	前田順治	大正村	同 九月一日
	森本幸雄	小谷貞一	同	同 同
	初田淺七	平井清	寶木村	同 八月二十九日
	河原喜義	河原高明	長瀬村	同 八月十六日
	大谷英雄	竹中豊繁	上小鴨村	同 八月十五日
	熊谷久一	石田春光	同	同 同
	田中正則	田中久一	以西村	同 八月二十二日
	前田武男	表 金美	同	同 同
	中島朗男	長谷川 幸	富益村	同 八月二十八日
	船越良逸	船木忠敏	高麗村	同 八月二十日
	山内勝次	汐田博次	同	同 九月一日

鳥取縣告示第七百五十號

農林水産業調査指導員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十六年九月十六日

新任者	奥村淳一	山根藤吉	湖山村	同	九月三日
	木下岩藏	瀧 善雄	同	同	同
	三橋博保	松本 金右衛門	末恒村	同	同
	中野春美	上野 熊太郎	同	同	同
	村松 優	同	長瀬村	同	八月十六日
	植原 補太郎	同	同	同	同
	椿 德	同	同	同	同
	杉村 勇	諸田 義夫	同	同	七月二十八日
	香田 平太郎	同	同	同	同
	谷本 茂	同	同	同	同
	渡部 秀夫	同	同	同	同
	塚谷 登喜治	奥山 正行	同	同	九月八日
	谷口 肇	谷口 政美	同	同	同

新任者

解任者

鳥取縣知事

入

田

三

郎

任免年月日

吉田 芳信

山田 隆次郎

米里 村

昭和十六年八月十六日

鳥取縣告示第七百五十三號

山	黑	二	逢	光	御	名	庄	同	大	所	高	宇	淀	大	日	巖	大
上	坂	部	坂	德	來	和	內	山	山	子	麗	田	江	和	吉	高	高
村	町	村	村	村	屋	村	村	村	村	村	村	村	町	村	村	村	村
青	恩	影	井	吉	岩	野	中	佐	矢	池	人	野	尾	松	加	牛	後
戶	田	山	上	田	本	坂	原	伯	田	田	江	口	澤	中	藤	尾	藤
榮	鹿	稔	一	堅	周	敏	義	貞	庸	松	清	武	五	惣	一	英	嘉
造	夫	治	男	一	一	雄	知	雄	雄	治	章	夫	郎	太	二	一	一
阿	日	同	溝	入	米	江	神	同	根	日	石	福	同	同	同	日	多
昆	光	口	口	鄉	澤	尾	奈	川	雨	野	見	榮	村	村	村	野	里
緣	村	町	町	村	村	村	村	村	町	村	村	村	村	村	村	上	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
木	高	篠	下	眞	長	德	加	生	松	田	佐	田	足	長	和	倉	倉
村	橋	田	村	野	岡	岡	藤	田	本	具	伯	邊	羽	尾	田	村	村
義	雄	益	熊	隆	太	方	盛	義	吉	速	廣	富	修	儀	茂	忠	忠
之	參	一	治	治	滿	喜	章	一	郎	夫	水	治	平	一	郎	治	男

昭和十六年九月八日左ノ法人ノ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコトヲ許可セリ

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 法人ノ名稱 保證責任神奈川信用購買販賣利用組合
- 二 事務所ノ所在地 日野郡神奈川村大字武庫四百五十番地
- 三 許可ノ年月日 昭和十六年九月八日

鳥取縣告示第七百五十四號

昭和十六年九月三日左ノ通り定置漁業ヲ免許セリ

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 免許ノ番號 第二二八號
- 二 免許ノ年月日 昭和十六年九月三日
- 三 漁業ノ權者 米子市祇園町二丁目十一番地
島 田 龜 太 郎
- 四 漁場ノ位置 米子市祇園町二丁目新開地二百四十六番地地先
- 五 漁業ノ種類及名稱 定置漁業枺網類漁業罾壹網

六 漁獲物ノ種類 ぼら、さより、ちぬ、せいご、すじき、あび

七 漁業ノ時期 自 四月三十一日

八 漁業權 存續期間 自 昭和十六年九月十一日

九 條件 制限 自 昭和二十六年八月三十一日

- 一 日没ヨリ未明迄ノ間 驅網ノ一端ニ水面上高サ二米ノ位置ニ赤色標識ヲ掲揚スベシ
- 二 知事必要アリト認ムル時ハ既ニ與ヘタル免許ヲ取消スコトアルベシ
- 三 知事必要アリト認ムル時ハ追而條件制限ヲ附スコトアルベシ
- 四 漁獲物ハ米子港ニ陸揚スベシ

◇鳥取縣告示第七百五十五號

東伯郡赤碓町一三二八番地今藤藤雄ニ對シ羊豚家兔食鶏商免許鑑札九月十二日左ノ通下付セリ

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

一 鑑札番號 第一一五號

一 取扱家畜 食 鶏

◇鳥取縣告示第七百五十六號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲メ左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日

以內雖ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ未ダ種付サルモ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診ヲ左ノ通施行ス依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帯シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

檢診月日	檢診場所	牽付區域	牽付時刻
九月十七日	西伯郡 成美村役場	成美村一圓	當日午前九時
同 十八日	同 郡 天津村役場	天津村一圓	同
同 十九日	同 郡 高麗村役場	高麗村一圓	同
同 二十日	同 郡 大國村役場	大國村一圓	同
同 二十一日	同 郡 宇田川村役場	宇田川村一圓	同
同 二十二日	同 郡 法勝寺牛馬市場	法勝寺村一圓	同
同 二十三日	同 郡 淀江牛馬市場	淀江町一圓	同
同 二十四日	同 郡 逢坂村役場	逢坂村一圓	同
同 二十五日	同 郡 上長田村役場	上長田村一圓	同
同 二十六日	同 郡 大和村役場	大和村一圓	同
同 二十七日	同 郡 光徳村役場	光徳村一圓	同
同 二十八日	同 郡 東長田村役場	東長田村一圓	同
同 二十九日	同 郡 日吉津村役場	日吉津村一圓	同

00142

同 日	同 郡 名和村役場	名和村御來屋町一圓	同
同 二十六日	同 郡 賀野村役場	賀野村一圓	同
同 日	同 郡 巖村役場	巖村一圓	同
同 日	同 郡 庄内村役場	庄内村一圓	同
同 二十七日	同 郡 手間村役場	手間村一圓	同
同 日	同 郡 春日村役場	春日村一圓	同
同 日	同 郡 所子村役場	所子村一圓	同
同 二十九日	同 郡 幡鄉村役場	幡鄉村一圓	同
同 日	同 郡 大高村役場	大高村一圓	同
同 日	同 郡 大山村飯戶檢診所	大山村飯戶、種原	同
同 日	同 郡 大山村豐房檢診所	大山村前、今在家、豊房	同
同 三十日	同 郡 五千石村役場	五千石村一圓	午 前
同 日	同 郡 縣村役場	縣村一圓	後 一 時
同 日	同 郡 大山村坊領檢診所	大山村坊領、佐摩、宮内、平	同
十月 一日	同 郡 尚徳村役場	尚 徳 村	同
同 日	同 郡 大幡村役場	大 幡 村	同
同 日	同 郡 米子市牛馬市場	米子市(福生福米加茂出張所管内ヲ除ク)	同
同 二日	同 郡 西伯郡大山村赤松	大山村 赤松村	同
同 日	同 郡 米子市福米出張所	米子市(福米福生出張所管内)	同
同 三日	同 郡 米子市加茂出張所	米子市加茂出張所管内	同
同 四日			

00143

◇鳥取縣告示第七百五十七號

小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ左記ノ通小作料統制ノ件認可セリ

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

- 一 認可年月日 昭和十六年九月十日
- 二 申請シタル農地委員會
 - 西伯郡五千石村農地委員會
 - 西伯郡大國村農地委員會
 - 西伯郡巖村農地委員會
 - 西伯郡日吉津村農地委員會

三 農地ノ所在番地目及面積

別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並右申請各村役場ニ備置ク)

四 認可ヲ爲シタル小作料種別額及減免條件

別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並右申請各村役場ニ備置ク)

六日	西伯郡彦名村役場	彦名村 夜見村 富益村	同
同日	同郡崎津村役場	崎津村 和田村	同
同日	同郡渡村役場	渡村 外江村	同
同日	同郡余子村役場	余子村 上道村 境町	同
同日	同郡大篠津檢診所	大篠津村 中濱村	同

○鳥取縣告示第七百五十八號

産婆名簿登録者左ノ如シ

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

本籍 鳥取縣八頭郡丹比村大字徳丸八五六番二番地
住所 鳥取縣八頭郡丹比村大字富枝四八番地
昭和十六年九月八日 登録 松 本 芳 子

○鳥取縣告示第七百五十九號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

被保險者證 記號 番 號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事 務所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリ タル年月日
一〇	遠藤富一	東伯郡倉吉町 市場サービス工場	一〇、三、二五	一六、八、二〇
一五	岸本米利	同	一六、二、二八	同
一二	井藤末明	東伯郡倉吉町 同	一一、一〇、二七	一六、八、二〇
三八	川上延藏	入頭郡若櫻町 木島製材所	一五、二、一八	一六、二、二〇

00145

00144

日 び	二〇一	絹谷政敏	日野郡多里村 廣 瀬 鐵 山	一一、九、二九	一六、八、一
鳥なか	一八	田中一郎	鳥取市立川町二丁目 中川酒造合名會社	一一、八、一八	一六、八、三
鳥まり	四	田中啓	鳥取市東品治町 松田鑛物工場	一一、九、六	一六、七、一
米には	四五六三	木村重雄	米子市錦町 日本製絲株式會社米子工場	一六、五、八	一六、八、二〇
鳥ひ	五四六	坂本佐登志	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	一四、二、二三	一六、七、一〇

○鳥取縣告示第七百六十號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

被保險者證 記號 番 號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事 務所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリ タル年月日
三六	米倉吉四郎	鳥取市御弓町 有限責任鳥取購買利用組合	一五、五、三〇	一六、七、一

○鳥取縣告示第七百六十一號

小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ左記ノ通小作料統制ノ件認可セリ

昭和十六年九月十六日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

一認可年月日

昭和十六年九月十日

00146

二 申請シタル農地委員會

- 西伯郡大國村農地委員會
- 西伯郡尚徳村農地委員會
- 西伯郡幡郷村農地委員會
- 西伯郡春日村農地委員會
- 西伯郡巖村農地委員會
- 西伯郡日吉津村農地委員會
- 西伯郡高麗村農地委員會
- 西伯郡所子村農地委員會
- 西伯郡庄内村農地委員會
- 西伯郡名和村農地委員會
- 西伯郡逢坂村農地委員會

三 農地ノ所在地番地目及面積

別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並右申請各村役場ニ備置ク)

四 認可ヲ爲シタル小作料種別額及減免條件

別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並右申請各村役場ニ備置ク)

00147

彙

報

眼を護りませう

九月十八日は眼の記念日

眼科醫は無料相談に應ず

(衛生課)

△

明治天皇は、明治十一年北陸御巡幸の砌、新潟縣に眼病者の多いことをみそなはして、同年九月十八日畏くも「治療及び豫防の方法を盡し該患を免れるやうにせよ」との懇なる御仰と共に、金壹千圓を御下賜遊ばされたのであつて、中央盲人福祉協會は日本眼科醫師協會並に日本トラホーム豫防協會と共同主催、厚生省及び近視豫防協會後援の下に、この日を「眼の記念日」と定めて鴻大無邊なる皇恩を感謝し奉ると共に、聖旨に添ひ奉り併せて國民體位向上の一翼として、視力保存並に失明防止の趣旨普及を圖ることとなつてゐる。依つて本縣では各中等學校、國民學校、各市町村長、各警察署長及び五十人以上を收容する寄宿舎を有す

る工場長に通牒してその目的達成に努めることとし、且つ縣下各地病院の眼科や眼科醫院では當日一日「眼の無料相談」に應ずることになつてゐる。

△

我が國には現在約六萬八千の盲人があり、又近視患者は小學校で約二割、大學になると約七割以上に及び、世界中で最も近視の多い國となつてゐる。

およそ人生に於て視力を失ふといふことは最も不幸なことであり、しかも眼は人體中でも最も精巧にして繊細な働きを續けてゐる器官であるから、健康なる眼を有する者も常に充分注意してその保健に努めねばならない。今健康なる一般青少年に於て、近視豫防上注意すべき事柄を記すと

- 1 讀み書きの時の明さに注意すること
- 2 小さい活字の本を讀まないこと
- 3 動搖する乗り物で讀書することは成るべく避けること
- 4 姿勢を正しくし、頭を下げないやうにし、眼と書物との距離は三〇程度に保つこと

00148

5 眼に休養の時間を與へること
6 戶外運動を行ひ、ことに日光に親むこと
等が大切である。

又、外傷が屢々失明の原因となるが、それには空氣銃、弓矢等子供の玩具によるものが極めて多いし、その他裁縫針等日常用品で誤つて眼を傷つける例も夥しいのである。尙工場等で鐵の細片が眼に入つたとか、化學實驗で藥品が眼に入つた等の場合も相當あるが、すべてこれらのことについては細心の注意を事前に拂ふと共に、萬一その災危を受けたときは直ちに専門醫の治療を受けべきはいふまでもない。

日本で多い失明の原因はトラコーマであつて、失明の二割はこれによるものである。トラコーマとはラテン語であつてドイツ語ではトラホームといふのであるが、之は罹病の始めがわかりにくいいため油斷することが多い。しかし少し注意すると眼が滯いとか、朝メヤニが出るとかするからわからぬことはない。放任しないで早目に適當な治療をすればトラコーマで失明する人の九分通りは救はれる。

恐ろしいのは「風眼」である。妊娠中にコシケなどがある場合は豫め治して置かぬと赤ん坊の眼にヨゴレが眼に入つて眼險が腫

れ上り、膿汁が流れ出して失明するものであつて、専門語では「膿漏眼」といふのであるが、生れると直ぐ硝酸銀二パーセント液を點眼すると大抵防ぐことが出来るので、産婆は必ずこれを實行する規則になつてゐる。

「膿漏眼」は大人にも起るが、これは淋菌の眼に入る爲に生ずるものである。速かに適當な治療を受けねば失明する。「網膜膠腫」といふ眼病は始め子供の眼の奥が猫の眼のやうに光る病氣であるが、痛みもせず赤くもならぬ爲に油斷しやすい。しかしこれは忽ち腦の方に侵入して生命を奪ふ悪性の腫瘍であつて眼珠を摘出せねば根絶しない恐ろしい病氣である。

トリメは主にビタミンAの不足から来る病氣であつて、ウナギその他肝油類等によつてビタミンAを補給すれば必ず治る。トリメを防ぐには子供に常々偏食させぬことが一番大切である。ビタミンA不足以外の原因から来るトリメはなか／＼治療が困難である。

母乳がなくて人工榮養を行ふ子供には屢々「角膜軟化症」を起すことがある。これはビタミンBの不足に基くもので「眼の脚氣」ともいふべきものであるから、ビタミンB補給によつて治療する。吾々は平常の注意によつて眼病の大部分を豫防することが出来る。

00149

第二回航空日

九月二十日

(學務課)

來る九月二十日を以て第二回航空日を迎へるので、大日本飛行協會では陸海軍・逓信・文部・内務各省及び情報局の指導援助の下に全國的に航空思想普及徹底運動を遂行することとなり、同協會鳥取支部としては左記計畫によりこれを實施する。

(一) 飛行機に依るビラ撒布

地方航空機乗員養成所の援助により、九月二十日、雨天の際は二十一日を以て「空だ男のゆくところ」の航空標語刷込ビラ一〇萬枚を縣下各地に撒布する。その飛行経路及び配付枚数は次の通りである。

米子市 三萬枚

御來屋町	五千枚
八橋町	五千枚
青谷町	五千枚
鳥取市	三萬枚
若櫻町	五千枚
智頭町	五千枚
倉吉町	一萬枚
根雨町	五千枚

(二) 模型航空機競技大會

鳥取市(濱坂砂丘)米子市(公設運動場)倉吉町(目下ノ處末定)の三ヶ所に於て、協會・大毎支局共同の下に九月二十日・雨天の際は二十八日の午前九時より次の要項により模型航空機競技大會を開催する。

參加機種

イ級 野外用ライトプレーン

ゴム動力を用ひ、一本の主桿又は主桿と共に補強材の組合にて胴體を構成し、整形覆を施さず、ゴム動力は全面的に外部に露出するもの。全幅六、五種以下、全長五五種以下車輪は直徑プロペラの十分の一以下

ロ級 被覆胴を行へるもの

00150

ゴム動力ヲ用ひ、被覆胴とする。全幅七〇厘米以上二三〇厘米以下、翼荷重一五グラム毎平方センチメートル以上
ハ級 特別機
機體の構造及び性能に特別の裝置をなし、右イ級、ロ級の規格以外のもの
参加資格

イ級は國民學校兒童、出場機數は一人一機、自ら製作したるもの、但し共同製作の場合は認められてゐる
ロ級、ハ級は一般参加であるが、製作販賣店員は認められてゐない

(三) 滑空訓練及査閲式

九月二十日午前九時より鳥取市濱坂砂丘に於て舉行、但し雨天の際は取止め。参加者は鳥取工業學校、育英中學校、鳥取第二中學校、鳥取高等農學校、米子中學校の滑空部員及び鳥取グライダー俱樂部員である。

(四) 航空寫眞展覽會

九月十七日より二十一日に至る五日間、鳥取市丸由百貨店に於て開催される。寫眞は日本の航空發達史から模型教育の現況、グライダーの種類及びその訓練、大學、專門學校生徒の飛行機教育、民間の各種輸送機、陸海軍少年航空兵の訓練及び其の生活、學生

以外の乗員に成るまでの中央乘員養成所の實習、軍航空の本事變に於ける活躍の姿、其の他外國新優秀機等約七十枚を取纏めて、一般常識として航空を知得し得るやう編輯されたものである。

(五) 航空日記念章の發賣

航空日本の誇を象徴する意義ある徽章として、曾て大陸の戰野に颯爽の勇姿を躍はれて今や國民崇敬の中に靜に翼を休めてゐる陸海の武勳機の貴重なる一片を熔かし入れた記念章である。一個二十錢を以て頒布せられ、大日本飛行協會はその全純益を以てグライダー製作費に充て、そのグライダーは各地の飛行協會訓練所に配備して航空要員養成に一段の整備を圖ることになつてゐる。尙當日はラヂオによる航空關係の放送もあつて、中央に於ける當日催物の中繼放送及び講演が放送され、且つ演藝放送の時間は「航空の夕」として特別番組が編成される。又十五日より二十一日に至る一週間の放送番組中にも航空關係の特別放送が行はれる筈である。

昭和十六年九月十六日印刷
昭和十六年九月十六日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
支所 鳥取市支所